

件名

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指
定する件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第三百十二条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後

(指定国際会計基準)

第三条 指定国際会計基準（規則第三百十二条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であつて、令和六年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。

別表二（第三条関係）

号数	表題
[略]	[略]
国際財務報告基準 (IFRS) 第 17 号	[略]
国際財務報告基準 (IFRS) 第 18 号	財務諸表における表示及び開示 (Presentation and Disclosure in Financial Statements)
国際財務報告基準 (IFRS) 第 19 号	公的説明責任のない子会社：開示 (Subsidiaries without Public Accountability: Disclosures)
[略]	[略]

改正前

(指定国際会計基準)

第三条 指定国際会計基準（規則第三百十二条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であつて、令和五年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。

別表二（第三条関係）

号数	表題
[同左]	[同左]
[同左]	[同左]
[同左]	[項を加える。]
[同左]	[項を加える。]
[同左]	[同左]
[同左]	[同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。